

涌谷町中小企業等エネルギー 価格高騰対策給付金

～地域経済を支える事業者の事業継続を支援します～

給付対象

エネルギー価格高騰の影響を受けている町内中小企業、小規模事業者であって以下の産業分類のいずれかに該当する事業を行っている者

C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業、
F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業
I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業
P 医療、福祉、R サービス業

※ただし、以下の事業者は対象外とします。

- (1) 事業用太陽光発電のみを行う事業者
- (2) 個人で土地・建物等の賃貸のみを行い、その他の事業活動を行っていない事業者

給付額

10万円／事業者

受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年9月30日（火）

※申請額が予算額に到達した時点で募集を締め切ります。

申請方法

- (1) 町HP及びQRコードから電子申請
- (2) 町HPから申請様式ダウンロード。
涌谷町役場産業振興課に紙媒体で提出
- (3) 涌谷町役場産業振興課の窓口にて、申請様式を受け取り、涌谷町役場産業振興課に紙媒体で提出

提出書類

【個人事業主】

- (1) 交付申請書兼実績報告書
- (2) 直近の確定申告書の写し
- (3) (2)がない場合は、営業の事実が確認できる書類
(開業届の写し、営業許可証等)
- (4) 本人確認書類（免許証、保険証等）

【法人】

- (1) 交付申請書兼実績報告書
- (2) 直近の決算報告書の写し※1
- (3) 登記事項証明書（履歴事項全部）※2

※1 決算報告書で事業所住所が確認できない場合は、
事業所の住所がわかる書類を提出

※2 発効から**6か月以内**のもの（提出日から起算して）

問い合わせ先

涌谷町役場産業振興課商工観光班

電話：0229-43-2119

E-mail：gr-shoukou@town.wakuya.miyagi.jp

